

加算税の基礎となる税額の計算書

通知書又は別表の「加算税の基礎となる税額」は、この計算書によって計算してあります。ただし、加重分等の過少（無）申告加算税がある場合の通知書又は別表の「過少（無）申告加算税の額」は、この計算書の⑳欄の金額を基にして「加重分等の過少申告加算税がある場合の過少申告加算税の税額の計算書」又は「加重分等の無申告加算税がある場合の無申告加算税の税額の計算書」によって計算してあります。

年分

氏名 _____ 殿

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗		
		前の額	後の額	隠蔽仮装事由部分の額	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	㉑	㉒	㉓	㉔		
所得金額	総所得	円	円	円																								
	所得																											
	所得																											
所得金額から差し引かれる金額																												
課税される額	総所得																											
	所得																											
	所得																											
算出税額	⑤に対する税額																											
	⑥に対する税額																											
	⑦に対する税額																											
	計																											
所得税額から差し引かれる金額																												
差引所得税額 (⑩-⑫) (引ききれないときは0)																												
災害減免額																												
再差引所得税額 (基準所得税額) (⑬ - ⑭)																												
復興特別所得税額 (⑮ × 2.1%)																												
所得税及び復興特別所得税の額 (⑮+⑯)																												
外国税額控除																												
源泉徴収税額																												
申告納税額 (⑰ - ⑱ - ⑲)																												
予定納税額																												
確定納税額	納付すべき税額																											
	還付金相当額																											
損失の繰戻し	還付金相当額 (所得税額)																											
	減少する所得税額 に係る還付加算金																											
増差税額 (⑮、⑯、⑰は⑱との増差税額)																												
加算税の基礎となる税額																												

付表の八